中国人旅行者訪神促進情報発信強化業務委託

事業者募集要領

１．趣旨

神戸市の「神戸創生戦略」に定める外国人旅行者数（平成32年に130万人）を目標に、中国から神戸への訪問者誘致をより一層推進するため、神戸市の観光や物産、生活・健康・医療、イベントなどの情報を、中国人旅行者に幅広いネットワークと情報発信力を有する企業・団体のサイトやSNS等を通じて当該中国人旅行者に効果的に情報発信する。

２．業務の概要

（１）委託業務名

中国人旅行者訪神促進情報発信強化業務

（２）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（３）委託期間

平成29年度：契約締結の日から、平成30年3月31 日まで（予定）

（４）委託料（上限）

200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

３．参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者。次に掲げる要件をすべて満た

しているものとします。

① 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

② 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４の規定に該当していないこと。

③ 民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

④ 会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

⑤ 神戸市指名停止基準要綱による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。

⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に該当する団体でないこと。

４．応募手続き

　　　提出期限までに下記のとおり応募書類をEメールにより提出してください。

（１）提出期限

平成29年12月29日（金）17時必着

（２）提出先

公益財団法人神戸国際協力交流センター　神戸・天津経済貿易連絡事務所

　（担当：梅澤）　Eメールアドレス：tianjin@kicc.jp

（３）応募書類

①提案申請書（様式１）

②提案書（任意様式、A4サイズ）

　提案書には以下の事項を含めてください。

　・本業務への取り組み方針

・神戸情報を発信する媒体名（ホームページ、SNS等）

・上記媒体に対するアクセス数の直近の実績

・本業務により、新たに神戸への訪問が誘発される旅行者数の目標値

・コンテンツページのデザイン案

・事務所の提供する情報を元にした投稿記事の企画案

③見積額調書（様式２）、見積書（任意様式）

・見積金額には、事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費を全て含むものとします。

・見積書は、費目ごとに内容、単価、数量等を詳細に記載してください。

・見積金額は、平成29年度は総額で200,000円（税込）を上限とします。

④団体概要（任意様式）

　事業実施体制、類似業務に関する実績を記載してください。

⑤その他補足資料

５．質問および回答

質問事項のある場合はEメールにより、下記のとおり送付してください。なお、Eメールのタイトルは必ず

「情報発信強化に関する質問」としてください。

・Eメール送付先：tianjin@kicc.jp

・質問期限：平成29年12月27日（水）正午まで

６．選定結果の通知

応募者の受託適性（企業規模、実施体制、取り組み方針）を考慮し、最も効果的かつ安価な事業費を提案したものを選定します。選定結果は、応募者全員に対して、文書で通知します。但し、選定理由についての問い合わせには応じません。

７．契約の締結

仕様の内容は、提案された内容を基本とし、選定された事業者と公益財団法人神戸国際協力交流センター神戸・天津経済貿易連絡事務所（以下、「事務所」という。）が協議し、事務所の各種規定に基づき契約手続きを行います。

なお、この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含みます。

８．事業者選定スケジュール(予定)

（１）実施要領等の交付開始 :平成29年12月19日（火）

（２）質問期限　　　　　 　:平成29年12月27日（水）正午

（３）質問への回答 :平成29年12月28日（木）

（４）応募書類の提出期限 :平成29年12月29日（金）17時

（５）選定結果通知 :平成30年1月上旬

（６）契約締結 :平成30年1月中旬

９．その他

・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とします。

・応募者からの提出物は返却しません。

・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び審査の内容についての問い合わせは一切受け付けません。

・事務所は、事業者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有します

・上記のほか、事務所から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに書類の提出に応じなければなりません。

・委託契約の締結については、事務所所定の「委託契約約款」に基づくものとします。

・実際の業務運営の詳細に関しては、事務所の指示に従うものとします。

・本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとします。